

生食輸発0501第1号  
平成29年5月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(コロンビア産コーヒー豆のクロルピリホス)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成29年4月27日付け生食輸発0427第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、コロンビア産生鮮コーヒー豆から基準値を超えるクロルピリホスを検出したことから、同通知の別添1中、

対 象 国 ・ 地 域	製品検 査の 対象食 品等	条 件	検 査 の 項 目	試 験 品 採 取 の 方 法	検 査 の 方 法	検 査 を 受 け る こ と を 命 ず る 具 体 的 理 由
コロン ビア	コーヒ ー豆及 びその 加工品 (簡易 な加工 に限 る。)		クロル ピリホ ス	別表1の3によること。 ただし、コンテナによる バルク形態で輸入される 食品については、ロット を代表する任意の1コン テナ内の上部、中部、下 部の計15か所から計10kg 以上を採取したものを縮 分して1kg、1検体とする こと。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成 分である物質の試験 法について」による こと。	基準値(0.05ppm) を超えるクロルピリ ホスが検出されるお それがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく申し上げます。